

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第4号

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規則

第1条 政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程（平成20年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定に基づき、法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又は法第14条第1項（法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面並びに法第19条の14の規定による政治資金監査報告書で鳥取県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したもの（以下「<u>収支報告閲覧対象文書</u>」という。）の閲覧及び写しの交付について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（閲覧の請求）</p> <p>第2条 法第20条の2第2項の規定による<u>収支報告閲覧対象文書</u>の閲覧の請求は、委員会の事務局係員（以下「係員」という。）に対し、口頭によりその旨を申し出ることにより行うものとする。</p> <p>（閲覧場所及び閲覧時間）</p> <p>第3条 <u>収支報告閲覧対象文書</u>の閲覧は、係員の指定する場所で、委員会の事務局の執務時間中にしなければならない。</p> <p>（<u>収支報告閲覧対象文書</u>の持出禁止）</p>	<p><u>政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定に基づき、法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又は第14条第1項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面で鳥取県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したもの（以下「<u>報告書等</u>」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（閲覧の請求）</p> <p>第2条 法第20条の2第2項の規定による<u>報告書等</u>の閲覧の請求は、委員会の事務局係員（以下「係員」という。）に対し、口頭によりその旨を申し出ることにより行うものとする。</p> <p>（閲覧場所及び閲覧時間）</p> <p>第3条 <u>報告書等</u>の閲覧は、係員の指定する場所で、委員会の事務局の執務時間中にしなければならない。</p> <p>（<u>報告書等</u>の持出禁止）</p>

第4条 収支報告閲覧対象文書は、前条の場所以外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

第5条 収支報告閲覧対象文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(写しの交付請求)

第7条 法第20条の2第2項の規定により、収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者 (以下「請求者」という。)は、交付請求書(別記様式)を委員会の委員長(以下単に「委員長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の交付請求書の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの併用により行うものとする。

(1) 係員に直接持参する方法

(2) 郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者又は同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便をいう。)により送付する方法

(3) ファクシミリ装置を用いて送信する方法

(4) 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。)を送信する方法

3 委員長は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員長は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(写しの交付の期限等)

第8条 委員長は、法第20条の2第2項の規定による写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあった日から起算して15日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定

第4条 報告書等は、前条の場所以外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

第5条 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

する期間を30日以内に限り延長することができる。
この場合において、委員長は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 法第20条の2第2項の規定による写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて第1項の規定による交付（以下この条において単に「交付」という。）をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、委員長は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については、相当の期間内に交付をすれば足りる。この場合において、委員長は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの収支報告閲覧対象文書について交付をする期限

第2条 政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を次のように改正する。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第7条関係）

交付請求書

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先（電話番号）自 宅

勤務先

1 請求する収支報告閲覧対象文書

年	政治団体の名称	実施方法

2 求める写しの交付の実施方法

- (1) 複写機によりA4の大きさの用紙に複写したものの交付を希望
- (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(FD)に複写したものの交付を希望
- (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したものの交付を希望
- (4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付を希望
- (5) 政治団体ごとに異なる交付の実施方法を希望

3 求める写しの交付方法

- (1) 選挙管理委員会において写しの交付を希望
- (2) 写しの送付を希望

注1 「1 請求する収支報告閲覧対象文書」には、写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年を記載すること。

2 「2 求める写しの交付の実施方法」には、希望する写しの交付の実施方法の数字に 印をすること。

3 「2 求める写しの交付の実施方法」で(5)を選択した場合は、「1 請求する収支報告閲覧対象文書」の「実施方法」欄に希望する(1)~(4)の実施方法を収支報告閲覧対象文書ごとに記入すること。

4 「3 求める写しの交付方法」には、希望する写しの交付方法の数字に 印をすること。

5 写しの送付を希望する場合は、送付に要する費用を郵便切手により納付すること。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。